# 避難確保計画(火山編)作成ガイド

【居住地域の単独施設版】

(案)



令和3年5月 内閣府(防災担当)

## 目 次

●本書全体の構成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
【準備編】
1. 資料の準備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
2. 火山現象の確認 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
3. 火口位置の確認 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
4. 影響を受ける火山現象の確認 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
5. 防災対応の必要なタイミングの確認 ・・・・・・・・・・・・・・・・6
6. 避難先・避難経路の確認 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
7. 防災情報の伝達ルートの確認 ・・・・・・・・・・・・・・・・・7
8. 計画の前提となる状況を確認 ・・・・・・・・・・・・・・・・・8
9. 相談窓口の確認 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
【作成編】
一 并独体型版
<b>単独施設版</b>
1. 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
1. 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

## <本書全体の構成>

本書は、「準備編」と「作成編」から構成されています。

準備編を $1 \sim 9$  と順を追って確認しましょう。作成編はステップ $1 \sim 8$  の順に作成していくと、全体を理解しやすくなります(確認・作成を終えたところからチェックを入れましょう。作成の進み具合を確認しやすくなります)。なお、避難確保計画は地区内の複数施設が一体となって1つの計画を作成することも可能です。施設の置かれた状況から、防災体制の実効性を高めるうえで地区一体として作成したい場合、市町村の担当窓口へ相談しましょう。

ALL I		
C. = = /	<u> </u>	_
<b>/E</b> 1		
	/H3 /14	liii

- 1. 資料の準備
- 2. 火山現象の確認
- 3. 火口位置の確認
- 4. 影響を受ける火山現象の確認
- 5. 防災対応の必要なタイミングの確認
- 6. 避難先・避難経路の確認
- 7. 防災情報の伝達ルートの確認
- 8. 計画の前提となる状況を確認
- 9. 相談窓口の確認

	O ! IN HYCON IN AN AIR MO.	
作成編		<b>が</b> 作成したらチェック
ステップ 1	避難確保計画の目的を確認しよう!	]
ステップ 2	火山における施設の位置を確認しよう!	]
2. ≌	<b>á施設の位置</b>	
ステップ 3	計画の対象を確認しよう!	] 🗆
3. 光	<b>産難確保計画の対象とする人数及び範囲</b>	
ステップ 4	防災体制を整えよう!	
ステップ 5	災害対応の役割分担を決めよう!	
4. ß	方災体制	_
ステップ 6	火山活動の状況に応じた対応を決めよう!	
<u> </u>	青報伝達及び避難誘導	
5.1	噴火警戒レベルの引上げ等があっても立入規制の範囲外で避難を必要としない場合、 又は火山の状況に関する解説情報(臨時)等が発表された場合	
5.2	噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合	
5.3	事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合	¬
ステップ 7	いざというときのために必要な備えをしよう!	
ステップ 8	火山防災に関する教育や訓練を計画しよう!	2

# 【準備編】

### 【準備編のご利用にあたり】

- 1 本準備編には、ひな形を用いて避難確保計画を作成するにあたり、必要となる資料を用いた確認事項等を記載しています。
- 2 本準備編に記載された内容の他、さらに詳しいことを知りたい場合は、令和3年5月に内閣府(防災担当)が作成した「集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き(第3版)」をご参照ください。
- 3 火山ごとに、また施設ごとに影響を受ける火山現象は異なります。このため、施設・地区それぞれが、火山や施設・地区の特性を踏まえて必要な対応を考えることが重要です。
- 4 本準備編は、避難促進施設において、標準的な火山の状況や防災対応を示しています。そのため、火山の特徴や施設の種別によって、防災対応等が変わることがあるので、市町村に確認しましょう。

### 1. 資料の準備



### 必要な資料を準備しましょう。

避難促進施設に指定された施設は、火山が噴火したときに、大きな噴石や溶岩流、 火砕流・火砕サージや融雪型火山泥流等の火山現象により、被害を受ける可能性が あります。

自らの施設がどのような火山現象の影響を受けるかを確認するとともに、いつ、 どのように避難したらよいかを確認するため、以下の資料を集めましょう。

### ■火山防災マップ (火山八ザードマップ)

影響を受ける火山現象(大きな噴石、溶岩流、火砕流・火砕サージ、 融雪型火山泥流、火山ガス等)の種類や影響の範囲を確認できます。

### ■「噴火警報と噴火警戒レベル」のリーフレット

噴火時等に危険な範囲や必要な防災対応がレベルごとに区分されているため、 レベルに応じたとるべき防災行動が確認できます。また、当該火山を担当して いる気象台等の問い合わせ先が記載されています。



火山の概要や想定される火山活動、火山活動が活発化した場合の防災機関の活動体制等を確認できます。

※入手先:上記の資料は、市町村・都道県ホームページや気象庁ホームページ等から入手できます。 詳しくは、市町村担当窓口までお問合せください。

### 2. 火山現象の確認



## 🔽 火山現象を確認しましょう。

火山が噴火するとさまざまな火山現 象(大きな噴石、火砕流・火砕サージ、 融雪型火山泥流、溶岩流、火山ガス 等)が起こりますが、噴火開始から避 難までの時間的余裕がほとんどなく、 生命に対する危険性が高い現象として、

- ●大きな噴石
- ●火砕流・火砕サージ
- 融雪型火山泥流

等が挙げられます。

【火山現象のワンポイント】

- ●季節によって発生する火山現象 が変わる場合があるので、計画 を立てる場合に注意しましょう。
- ●想定される火口の位置が複数 (山頂や山腹等) あると、噴火 の位置によって影響を受ける火 山現象も変わるので、危険側に 立った計画を作成しましょう。
- ●火山現象がどう推移していくの か、噴火シナリオへの理解を深 めたい場合は、火山避難計画を 確認しましょう。

小さな噴石・火山灰 大きな噴石 火砕流 溶岩流 ・火砕サ

融雪型 火山泥流





#### 留意事項

- ■火山防災マップ・火山ハザード
- →危険な火山現象(大きな噴石、火 砕流、融雪型火山泥流、溶岩流、 火山ガス等)の影響が及ぶ範囲を 地図上に明示したものです
- ※火山防災マップや火山防災ハン ドブック等様々な名称で作 成されている場合があります。 分からない場合は、市町村担当 窓口に直接問い合わせてみま しょう。
- ■○○山火山避難計画
- →住民、登山者等あらゆる者を対象 に火山地域全体の避難対応を定め たものです。
- ■火山防災協議会
- →活火山法第4条に基づき、火山災 害警戒地域をその地域に含む都道 県や市町村が、想定される火山現 象の状況に応じた警戒避難体制の 整備に関し必要な協議を行うため に設置する組織をいいます。
- ■「噴火警報と噴火警戒レベル」の リーフレット
- →各火山の噴火警戒レベルに応じた 「警戒が必要な範囲」や「とるべ き防災対応」について記載された ちらしです。

4

### 3. 火口位置の確認



### ▼ 火口と施設の位置関係を確認しましょう。

#### 【手順】

- ① 用意した地図や火山防災マップに施設の位置を書き込みましょう。
- ② 想定火口の位置・範囲を確認しましょう。
- ③ 想定火口からどの程度離れているか(距離)を確認しましょう。

#### 留意事項

#### 【参考】

- 想定火口からの距離が短いほど、 火山現象の影響を受けるまでの時間が短くなります。
- ■距離は、施設の範囲が狭い場合は 約6km、施設の範囲が広い場合 は幅をもたせて5~6km等、お よその距離を確認しましょう。

#### 【想定火口の範囲が狭く位置を特定できる場合】

### 【想定火口の範囲が広い場合】



### 4. 影響を受ける火山現象の確認

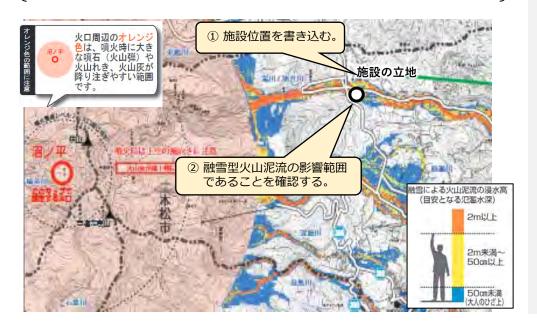


### 施設に到達する火山現象の影響を確認しましょう。

#### 【手順】

- ① 用意した地図や火山防災マップに施設の位置を書き込みましょう。
- ② 図面の凡例から火山現象による施設の影響を確認し、以下の該当する火山現象に〇印をつけたり、その他の影響のある火山現象を書き込んだりして、整理しましょう。

大きな噴石 , 火砕流・火砕サージ , 融雪型火山泥流 , 溶岩流 , 火山ガス その他 ( )



- ■想定火口が山頂等に限定されておらず、広範囲に及ぶ場合には、どこで噴火するかを特定できない前提(全範囲)で検討を進めます。
- ■複数火口の場合は、施設と火口域 の距離が最も近い場合の距離を記 載しましょう。
- ■火山ハザードマップには、1つの 火山現象につき1枚の図で示して いるものもあれば、**複数の火山現 象を1枚の絵に示している場合が あります**(図のタイトルや、図面 の凡例で確認しましょう)。
- ■噴火の規模が複数想定されている 場合は、それぞれの想定規模で影響を受ける火山現象を確認しま しょう。
- ■火山ハザードマップや火山防災 マップの中には、火山現象が到達 するまでの時間や融雪型火山泥流 の流動深等が記載されているもの があります。

避難する前に噴火が発生した場合、 避難を優先すべきか、緊急退避を 行うべきかを検討する際の参考と なるため、記載がある場合は、確 認しておきましょう。

### 5. 防災対応の必要なタイミングの確認



### 防災対応の必要な噴火警戒レベルを確認しましょう。

#### 【手順】

- ①気象庁リーフレットの表面を見て、施設が防災対応をとる必要がある噴火警戒レベルを確認し、以下の該当するものに○印をつけましょう。
  - ・噴火警戒レベル4・5 (避難準備・避難) ………………範囲内・範囲外
  - ・噴火警戒レベル3 (入山規制) に応じた規制…………範囲内・範囲外
  - ・噴火警戒レベル2 (火口周辺規制) に応じた規制………範囲内・範囲外

噴火警戒レベルに応じた規制等より火口側を内側とし、施設が規制等の範囲よりも…

- ・内側の場合は「範囲内」(敷地の一部が内側にある場合も含む。)
- ・外側の場合は「範囲外」

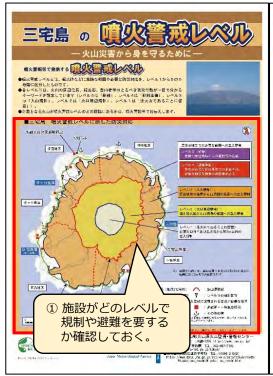
に○印をつけましょう。

※噴火警戒レベル4のキーワードは、市町村が発令する「高齢者等避難」と整合するよう、今後「避難準備」から「高齢者等避難」に変更する予定。

②気象庁リーフレットの裏面を見て、各噴火警戒レベルでとるべき防災対応を確認しましょう。一般的には、範囲内に含まれる場合に噴火警戒レベルが引き上がったときは避難又は避難の準備、範囲外の噴火警戒レベルの場合や火山の状況に関する解説情報(臨時)が発表されたときには、利用者等への情報伝達が必要になります。

表面:噴火警戒レベルの影響範囲

裏面:噴火警戒レベルの引上げに伴う規制等



※噴火警戒レベル4のキーワードは、市町村が発令する「高齢者等避難」と整合するよう、今後「避難準備」から「高齢者等避難」に変更する予定。



② 噴火警戒レベルに 応じた防災対応を 確認する。

#### 留意事項

#### 【用語解説】

- ■噴火警戒レベル
- →噴火警戒レベルとは、気象庁が火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と**防災機関や住民等のとるべき防災対応を5段階に区分して発表する指標**です。噴火警戒レベルの引上げに伴い、施設等にどのような規制がかかるのかを確認しておきましょう。
- ■噴火警戒レベル2に応じた規制の 範囲は、火口周辺規制を実施する 範囲。噴火警戒レベル3に応じた 規制の範囲は、入山規制を実施す る範囲のことです。
- ■噴火警戒レベル4・5の範囲は、 噴火警戒レベル3に応じた規制の 範囲より外側の火山現象の影響範 囲や市町村が定めている避難対象 地域のことです。

気象庁リーフレットに噴火警戒レベル4・5の範囲が示されていない場合、以下の資料から施設の対応に関する記述を確認しましょう。 〇火山防災マップ(火山ハザードマップ)

→噴火警戒レベル4・5 に相当 する火山現象の影響範囲かど うか。

#### 〇火山避難計画

→噴火警戒レベル4・5における避難対象地域かどうか。 確認しても分からない場合は、市町村の担当者に問い合わせましょ

- ■火山の状況に関する解説情報 (臨時)
- →噴火警戒レベルの引上げ基準に現 状達していない、または警戒が必 要な範囲を拡大する状況ではない ものの、今後の活動の推移によっ てはこれらの可能性があると判断 した場合、または判断に迷う場合 に、火山活動の状況や防災上警 戒・注意すべき事項等を伝えるた め発表されます。

情報が発表された場合は、火山活動が活発になっている可能性があり、注意が必要です。

#### 【参考】

- ■噴火警戒レベル2やレベル3の規制範囲の外側にある施設であっても、火山活動の活発化に伴いごく短時間での影響を及ぼす火山現象もありますので、十分に留意しておきましょう。
- ■噴火警戒レベルの判定基準
- →気象庁ホームページにて、各火山 の噴火警戒レベルの判定基準と判 定基準の解説を表にまとめていま す。

### 6. 避難先・避難経路の確認



### 避難先及び避難経路を確認しましょう。

#### 【手順】

- ① 火山避難計画又は市町村からの説明資料等を見て、避難先を確認しましょう。
- ② 避難経路や避難方向を確認しましょう。 避難計画等に文字で記載されている場合は、火山防災マップ等を用いて、実 際の避難経路をなぞりましょう。

#### 留意事項

■大きな噴石の影響を受ける施設 等、噴火から短時間で火山現象 が到達する恐れがある施設は、 2段階の避難 (緊急退避後に規 制範囲外への避難)が必要です。 緊急退避の検討については、本 書の「作成編」のp24を参照 ください。

#### 避難経路が文字表記されている例 主な遊離経路 連絡先 **木 / 根板** ②計画として定められてい 不動型 る避難経路を確認する。 休石原 県道 354 号導 一 市道古家・水原線 一 所道山ノ人・大石 大排垣 休 石 笹 頭 二本栏用改川字牌服森 97 微川小学校 220人 0243-53-200-古家 的原料 ①市町村が指定した避難先 行政区 羽鳳1 行政区 羽鳳2 行政区 市資神原森・山アス を確認する。 市道神明・鶴尋由線 一 国道 4 号

出典:安達太良山の火山活動が活発化した場合の避難計画



出典:栗駒山火山避難計画

### 防災情報の伝達ルートの確認



## 防災情報の伝達ルートを確認しましょう。

#### 【手順】

① 火山避難計画又は市町村からの説明資料等を見て、市町村から避難促進施設 への情報伝達経路・方法を確認しましょう。

#### (1) 避難情報の伝達体制

住民等への避難情報の伝達は、次の経路及び手段により行う。

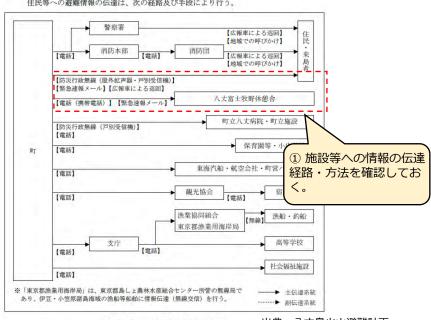


図 避難情報の伝達経路及び伝達手段

出典:八丈島火山避難計画

#### 【参考】

- ■都道県及び関係市町村等からな る火山防災協議会では、住民、 登山者、観光客の避難対策を検 討した結果を「〇〇山火山避難 計画」として公表しています。 火山防災協議会のホームページ 等から、対象とする火山の「火 山避難計画」を入手して、
  - ・防災情報の収集・伝達ルート や手段
  - · 避難先、避難経路 を確認しておきましょう。

### 8. 計画の前提となる状況を確認

## $\mathbf{Z}$

### 計画の前提となる状況を確認しましょう。

施設がどの噴火警戒レベルの規制範囲内に位置するかにより、避難確保計画の前提となる状況が変わります。実際に計画を作る作成編のステップ6では、3つの状況を想定しています。施設の位置によって具体的な状況や対応が変わりますので、以下の手順で計画の前提となる状況を確認しましょう。 【手順】

- ① 「5. 防災対応の必要なタイミングの確認」で確認した、施設がどの噴火警戒レベルの規制範囲内に位置しているかを再確認します。
- ②噴火警戒レベル4・5の範囲内に施設が位置する場合は下図を見て、具体的な状況を確認しましょう。
- ■状況①:噴火警戒レベルが「2」若しくは「3」に引き上げられた場合、 又は火山の状況に関する解説情報(臨時)が発表された場合 (本作成ガイドp16で示す「5.1」の場合に該当します。)

#### 留意事項

- ■噴火警戒レベル2,3に応じた規制の範囲内に位置する施設は、作成ガイド【火口周辺の単独施設版】をご確認ください。
- ■計画の前提となる状況は、火山の 特徴や施設の種別によって異なる 場合がありますので、市町村に確 認しましょう。

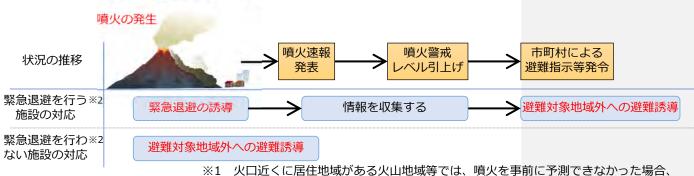


■状況②:噴火警戒レベルが4以上に引き上げられた場合

(本作成ガイドp19で示す「5.2」の場合に該当します。)



■状況③:**事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合(レベル2or3→5)** (本作成ガイドp22で示す「5.3」の場合に該当します。)



- ※1 火口近くに居住地域がある火山地域等では、噴火を事前に予測できなかった場合、噴火警戒レベル1→5になることも想定し、避難確保計画を検討する必要がある。
- ※2 施設に影響する火山現象、施設の立地、構造等により「まずは緊急退避を行う施設」、 「緊急退避を行わずすぐに避難対象地域外へ避難誘導を行う施設」の2種類ある。

### 9. 相談窓口の確認



### 避難確保計画作成について、困ったら相談しましょう。

避難確保計画を作成する際、火山に関する専門用語が分からないといった問題が出てきたり、どのように計画の作成を進めればよいか困ったりする場合があります。その場合は、**市町村の防災担当者に相談しましょう。** 

# 【作成編】

### 【作成編のご利用にあたり】

- 1 本作成編には、ひな形を用いて避難確保計画を作成するにあたり、各項目 で参考になる情報や留意する事項等を記載しています(**資料の構成図を参照**)。
- 2 本作成編に記載された内容の他、さらに詳しいことを知りたい場合は、 令和3年5月に内閣府(防災担当)が作成した「集客施設等における噴火時 等の避難確保計画作成の手引き(第3版)」をご参照ください。
- 3 他法令の規定等により、既に作成している計画や災害時の対応要領がある場合で、当該計画等に避難確保計画に記載すべき事項と同じ記載事項がある場合には、当該計画等の該当部分を準用することが適切です。
- 4 本作成編は、避難促進施設において、標準的な火山の状況や防災対応の検討に関する事項を示しています。そのため、火山の特徴や施設の種別によって、防災対応等が変わることがあるので、市町村に確認しましょう。

<資料の構成図>

**泰考1** 用語解說

参考2 集書施設等における環火時等の推翻確保計

・作成編(**単独施設版**) ……P10~P28

### ①「避難確保計画の記載例」を示して います。

- ・**黒字の文例**は基本的にはそのまま使用すること ができます。
- ・本文の**赤字の文例**は、施設の実態にあわせ書き 換えてください。



基本的には赤字の記入例どおりに転 記することができます。必要に応じ て加筆・修正しましょう。

- ・上記以外の**図、表内の名称・数値・文例等**は 施設の実態にあわせて書き換えてください。
- ・記載内容はあくまでも考え方の一例です。地域 固有の課題にそぐわない場合には、実態に即し た内容を優先してください。

#### ②「作成上の留意事項」を示しています。

・該当箇所に関して、**どのような考え方で確認し、** 記載すれば良いのかを「解説」しています。

#### ③「作成の参考情報」を示しています。

・用語の解説、本資料の詳細を示した「集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き(第3版)」における参照先を示しています。

### ステップ1 避難確保計画の目的を確認しよう!

#### 1. 計画の目的

本計画は、施設に勤務する者、施設の利用者、施設周辺にいる登山者・観光客等(以下「利用者等」という。) に対して、〇〇山の噴火時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

#### 作成上の留意事項

#### 【解説1】

■活動火山対策特別措置法で市町村は、火山 災害警戒地域内に立地する施設で、火山現 象の発生時における当該施設を利用してい る者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要 があると認められる施設の名称、所在地等 を地域防災計画に定めることになっていま す

避難確保計画は、噴火時等に従業員を含む 当該施設を利用する者の安全を確保するために定めるものです。

10

#### 参考1 用語解説

- ○活動火山対策特別措置法…昭和 48 年に制定され、噴火により被害が生じている事態に直接対応する避難施設の整備等のハード対策を重視した法律として、噴火が発生した地域で限定的に運用されてきた。 その後、平成 26 年 9 月 27 日に発生した御嶽山噴火を背景とした、平成 27 年 7 月の活火山法の改正により、従来講じられていた避難施設の整備等のハード対策に加え、警戒避難体制の整備等のソフト対策の充実も図られ、より総合的に活動火山対策を進める法律となった。 この改正の中で、「避難促進施設」における「避難確保計画」の作成が規定された。
- ○地域防災計画・・・災害対策基本法第40条及び第42条の規定に基づき、市民の生命、財産を災害から守るための対策を実施することを目的とし、災害に係わる事務又は業務に関し、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、総合的かつ計画的な対策を定めた計画である。 都道府県あるいは市町村長を会長とする地方防災会議で決定する。
- **〇施設周辺にいる登山者・観光客等…**避難促進施設となる建物を利用をする、しないに関わらず、建物の周辺を歩行、通行する登山者・観光客等をいう。
- **○火山災害警戒地域・・・活動火山対策特別措置法第3条で定める、警戒避難体制の整備を特に推進すべき地域で国が指定するものをいう。**

#### 参考2 集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き(第3版)との関係

1. 計画の目的 · · · · P21参照

#### ステップ2 火山における施設の位置を確認しよう!

#### 作成上の留意事項 2. 当施設の位置 以下に、当施設の位置図を示す。当施設は、想定火口から概ね<mark>○km</mark>に位置しており、噴火警戒レベ ル<u>〇 【〇〇〇〇】</u> の場合に<u>〇〇市</u>が高齢者等避難を発育することで、避難が必要になる。 【解説2】 ■準備編「3.火口位置の確認(P5)」で 表 1 施設の位置 確認した内容をもとに、想定火口からの概 内容 記入例 ねの距離を記載しましょう。 想定火口からの距離 概4a 5 km レベル2 (火口周辺規制) 【解説3】 噴火器戒 レベル3 (人山規制) 範囲外 LAR ■準備編「5. 防災対応の必要なタイミング レベル4・5 (避難準備\*・避難) の確認 (P6)」で確認した内容をもとに、 施設からの避難を開始する噴火警戒レベル 融雪型火山泥流 施設に影響のある火山現象 を記載しましょう。 ※噴火警戒レベル4のキーワードは、市町村が発令する「高齢 整合するよう。今後「連輯準備」から「高齢者等連輯」に変更 【解説4】 以下に、当施設の位置図を示す。 ■準備編「3.火口位置の確認(P5)」 記入例 「4. 影響を受ける火山現象の確認 (P 5)」「5. 防災対応の必要なタイミング 噴火警戒レベル3の の確認 (P6) 」で確認した内容をもとに、 規制範囲:4km 噴火警戒レベル2の ・施設が規制範囲内・範囲外のいずれで 規制範囲:2km あるかを記載しましょう。 ・噴火時等において、施設に影響のある 〇〇火山 火山現象をすべて記載しましょう。 00市 【解説5】 ■施設の位置関係を、以下の事項に留意して 作図しましょう。 凡個 ・想定火口はどこにあるか。 :3885 --:酸山湖 ・想定火口から施設までの距離は、どの程 火山现象> 度離れているか。 :大きな噴石の飛散範囲 :火砕流・火砕サージ :融雪型火山泥流 ・どういった火山現象の影響範囲内に立地

しているか。

となるか。

・どの噴火警戒レベルにおいて規制範囲内

#### コラム:図面作成上のヒント

図面を作成する際は、火山現象の影響範囲や規制範囲が表示されている火山防災マップや気象庁の噴火警戒レベルのリーフレット(下図)、 火山防災協議会の避難計画等の既に作成されている図面から**必要な範囲を切り取り、施設位置を書き込む**ことで平易に作成できます。 ただし、使用した地図の出典は明記しましょう。



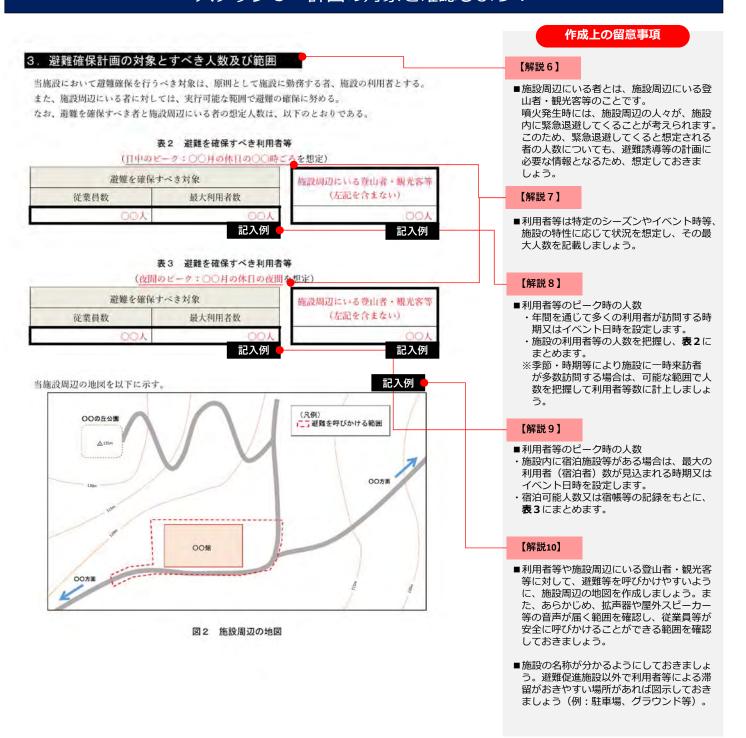
#### 参考 1 用語解説

集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き(第3版)との関係 参考2

当施設の位置図

2. 施設の位置 ・・・P 23参照

## ステップ3 計画の対象を確認しよう!



#### 参考1 用語解説

**〇施設周辺にいる登山者・観光客等…**避難促進施設となる建物を利用をする、しないに関わらず、建物の周辺を歩行、通行する登山者・観光客等をいう。

### 参考2 集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き(第3版)との関係

3. 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲

## ステップ4 防災体制を整えよう!

#### 4. 防災体制

○○山の火山活動が活発化した場合の当施設における防災体制は、以下のとおりである。

#### 表 4 防災体制と火山活動状況の関係

防災体制	当施設の班組織 状況	
災害対応 体制	以下の班体制をとる。 ・統括管理者 転記OK	事前に噴火警戒レベルが引き上げられない まま居住地域に影響を及ぼす噴火に至った 場合
中刊	· 情報班 · 避難誘導班	噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入 規制等により、避難が必要となった場合
情報伝達 体制	以下の班体制をとる。 転記OK ・就括管理者	噴火警戒レベルの引上げ等があっても立入 規制の範囲外で避難を必要としない場合
.,	- 情報班	火山の状況に関する解説情報 (臨時) が発表された場合

#### 【解説11】

#### ■施設の班組織

○施設内で班組織を編成可能な場合、避難を要する状況か否か等の噴火時等の状況により、管理者及び班の編成を決め記載しましょう。

作成上の留意事項

<編成案>

- ・統括管理者
- 情報班
- ・避難誘導班

○施設内で班組織を構成できない場合

**従業員数が少ない等の理由により、班組 織を構成できない場合**は、役割を兼務して 対応する必要があります。

少なくとも情報収集・情報伝達、避難誘 導を行う者は必ず記載しましょう。

〇特定の班、職員に業務量が集中する場合 各班で行う業務の質や量は、火山現象の 種類・規模により計画段階とは大きく異な る場合があります。また、施設の置かれた 状況により特定の班や個人に業務量が集中 する場合もあります。

統括管理者は各班、個人の業務負荷の状況を把握し、必要に応じて体制を見直しましょう。一例として、宿泊施設においては、利用者等の家族等からの問い合わせや相談等に特別な窓口を設置し対応する等、状況の変化に応じた運用に留意しましょう。

#### 参考1 用語解説

- **〇火山の状況に関する解説情報(臨時)…**火山の状況に関する解説情報(臨時)は、噴火警戒レベルの引上げ基準に現状達していない、または警戒が必要な範囲を拡大する状況ではないものの、今後の活動の推移によってはこれらの可能性があると判断した場合、または判断に迷う場合に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等を伝えるため発表される。現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる、または警戒が必要な範囲を拡大する可能性は低いものの、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」が適時発表される。
- ○災害対応体制…突発的な噴火をした場合又は噴火警戒レベルの引上げにより、施設からの利用者等の避難を要する場合や、避難の準備等の警戒を要する場合の体制をいう。
- **○情報伝達体制**…噴火警戒レベルの引上げがあっても、立入規制の範囲外で避難を要しない場合や火山の状況に関する解説情報(臨時)が発表され注意を要する場合の体制をいう。

#### 参考2 集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き(第3版)との関係

・・・P 29参照

13

#### 災害対応の役割分担を決めよう!① ステップ5

#### 【当施設の体制図】 記入例 当施設は、以下の体制をとり災害対応にあたる。 施設 前(株式会社) 統括管理者 記入例 統括 ・施設の続括 (夜間) 統括 次部 付報 一郎 桔朝班 (班長) · 交通規制等道路情報、公共交通情報 の収集・伝達 転記OK (夜間班長) 情報 次郎 ・各種団体・機関との情報連絡・施設の避難状況集約 誘導 一郎 避難誘導班 (班長) 利用者の避難状況把握 ・利用者への避難等の呼びかけ(現場 (夜間班長) 誘導 次郎 での広朝) 図3 施設の体制図

#### 作成上の留意事項

#### 【解説12】

- ■施設名(カッコ内に法人名等)を記載しま しょう。 (記載例)
  - 〇〇館(株式会社〇〇リゾート)

#### 【解説13】

#### ■統括管理者

- ・施設の防災体制を統括する者の氏名※を 記載しましょう。
- ・現場の状況を熟知しており、現地での統 括指揮の実務が可能な者を統括管理者と して記載しましょう。
- ・利用者等が夜間時にも滞在している等、 必要に応じて、夜間時等の統括管理者の 氏名を記載しましょう。

#### ■情報班

- ・各種情報の収集・伝達の事務を担う班の 代表者氏名※を記載しましょう。
- ・利用者等が夜間時にも滞在している等、 必要に応じて、夜間時等に事務を担う班 の代表者氏名を記載しましょう。

#### ■避難誘道班

- ・利用者等の避難誘導の事務を担う班の代 表者氏名※を記載しましょう。
- ・利用者等が夜間時にも滞在している等、 必要に応じて、夜間時等に事務を担う班 の代表者氏名を記載しましょう。
- ※担当者名が頻繁に変わる場合は、表記方 法を事業所内での役職名(例:〇〇部長 等)としておくことでも構いません。
- ■図3の記入例を参考に、事務分掌を記載し ましょう。
- ■「統括管理者」及び各班の名称は、既存の 計画と整合を図るために、施設の実情に応 じて変更することも可能です。併せて、運 営を委託している場合等には、委託先と委 託元の双方を記載しましょう。

#### 【既存計画がある場合】

例えば、消防法上の消防計画では「自衛消 防の組織」、水防法上の避難確保計画では 「防災体制」、福祉施設・病院等の非常災害 対策計画では「災害時の人員体制」に関する 項目の記載が求められています。

火山の避難確保計画で定める標準的な防災 体制は、統括管理者、情報班、避難誘導班と なります。既存の計画で類似の防災体制があ る場合には、災害により対応する役割が変わ らないようにするため、その防災体制を準用 することが望ましい。

#### 既存計画活用例

### <消防計画の場合>

右図のような消防計画上の防災体制を、 既に施設で運用している場合は、本避難確 保計画と文言上の整合を図るため、下記の とおり読み替える旨を記載しておきます。

- 〇自衛消防隊長
- → 「統括管理者 |
- ○通報連絡(情報)班 →「情報班」 ○初期消火班

  - →「応援要員」
- 00 00 隊長の代行者兼副隊長 代行者1 <u>00 00</u> 代行者2 <u>00 00</u> 初期消火班 通報連絡 (情報) 班 班長 00 00 班員 00 00 避難誘導班 班長 <u>OC</u> 班員 <u>OC</u> 応急救護班 班易 (

白衝消防隊長

「自衛消防隊長」を「統括管理者」に、「通報連絡(情報)班」を「情報班」 に読み替える。なお、初期消火班は臨機応変に対応できる「応援要員」とする。

#### 参考1 用語解説

- **〇統括管理者…**噴火時等の防災体制において、当該施設の全体を統括する者。施設管理者等が担うことが考えられる。 統括管理者となる者が不在の場合や任 務につけない場合も考えられるため、第1、第2の代理の者を定めておくことが重要である。 また、管理者のみで運営している施設の場合は、情報班や避 難誘導班の役割も担うことになる。
- ○情報班…噴火時等の防災体制において、情報収集・伝達、広報等を担当する班。市町村等の外部機関との連絡窓口にもなる。 従業員等、人数の少ない単独 施設では、避難誘導班と兼ねる場合もある。 また、避難確保計画の中で、特に、噴火警戒レベルや避難指示等の参考とすべき情報等の熟知や機器の使用に 習熟しておくことが望ましい。
- ○避難誘導班…噴火時等の防災体制において、利用者等への避難の呼びかけや安全な場所への誘導、利用者等の避難状況等の把握を担当する班。 従業員等、 人数の少ない単独施設では、情報班と兼ねる場合もある。 また、避難確保計画の中で、特に、避難経路や施設内のより安全な場所を熟知しておくことが望

### 参考2 集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き(第3版)との関係

#### 14

## ステップ 5 災害対応の役割分担を決めよう!②

#### 作成上の留意事項

統括管理者が不在の場合等には以下の者が代理となる。

### 表5 統括管理者の代理順位 代理順位 氏名 記入例 第1位 情報 事

#### 【解説14】

- ■代理順位とは、統括管理者が不在又は特段の事情がある場合に、管理者に代わってその任務を代行する順位のことです。 統括管理者→代理第1位→代理第2位の順で、統括管理者の代行を行います。 統括管理者の任務を代行できる者を定めておきましょう。
- ※担当者名が頻繁に変わる場合は、表記方法を事業所内での役職名(例:〇〇部長等)としておくことでも構いません。

#### 参考1 用語解説

**〇代理順位…**代理順位とは、統括管理者が不在又は特段の事情がある場合に、管理者に変わってその任務を代行する順位をいう。

参考2 集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き(第3版)との関係

4. 防災体制 ・・・P 29参照

#### 火山活動の状況に応じた対応を決めよう!~情報の収集・伝達~① ステップ6

5.1 噴火警戒レベルのうし上げ等があっても立入規制の範囲外で避難を必要としない場合、又は火山の状況に関する解説情報(臨時)等が発表された場合

#### 5. 情報伝達及び避難誘導

## 噴火警戒レベルの引上げ等があっても立入規制の範囲外で避難を必要 としない場合、又は火山の状況に関する解説情報(臨時)等が発表さ

#### れた場合

#### (1)情報収集・伝達

噴火警戒レベルの引上げ等があっても立入規制の範囲外で避難を必要としない場合、又は火山の状 況に関する解説情報 (臨時) 等が発表された場合、当施設が行う情報収集・伝達は以下のとおりであ

#### 表6 当施設として行う情報収集・伝達の対応

対応事項	内容	記入例
①防災体制の 確立	○○市からの第一報をもとに情報伝達体制をとる。	
② <u>○○市</u> との 協議	○○市と以下の情報を共有し、避難等の実施について協議を随時 ・施設が把握している火山活動の状況 ・気象台・専門家等から得られる今後の火山活動の推移等	持実施する。

#### 作成上の留意事項

重要 (ステップ6 (P16~25) について)

「5. 情報伝達及び避難誘導」は、 火山の状況に応じて施設がとる対応を、 5.1~5.3の3つの状況に場合分けしてい ます。5.1~5.3それぞれの状況に合わせ た計画を作成してください。

具体的な状況は、準備編の「8.計画 の前提となる状況を確認」で確認した内 容を参照しましょう。

#### 【解説14】

- ■施設が噴火警戒レベルによる規制範囲の内 側か外側かについては、本資料の準備編 「5. 防災対応の必要なタイミングの確認 (P6)」で整理した内容を参照し、どの 噴火警戒レベルまでが立入規制の範囲外か を確認しましょう。
- ■施設からの避難が必要のない噴火警戒レベ ルの引上げ等であっても、通常よりも火山 活動が活発化していることを施設の利用者 等に伝達し、注意喚起することが重要です。 その際の体制を検討し、以下の内容を記載 しましょう。
  - ・情報収集・伝達
  - 利用者等への情報伝達

#### 【解説15】

■情報伝達体制として行う防災対応を、表6 をベースとして、必要に応じて加筆・修正 を行いましよう。

災害対応に際しては、各班の連絡・連携が スムーズに行えるよう、確認手順をよく協 議しながら記載していきましょう。

#### 参考1 用語解説

- **○情報伝達体制…**噴火警戒レベルの引上げがあっても立入規制の範囲外で避難を必要としない場合、又は火山の状況に関する解説情報(臨時)等が発表され た場合に、施設としてとるべき体制。利用者等の避難はまだ必要としないが、利用者等に噴火警戒レベルの引上げや火山の状況に関する解説情報(臨時) の伝達、火山活動の状況の把握等に努める体制をいう。
- **〇火山の状況に関する解説情報(臨時)・・・**火山の状況に関する解説情報(臨時)は、噴火警戒レベルの引上げ基準に現状達していない、または警戒が必要な範 プログルがに得する所が目報(mmg/ デンロジルがに関する所が目報(mmg) は、頃スラミ版ジックグリエッを学に死れたしていない。よこは言版が必要な報 囲を拡大する状況ではないものの、今後の活動の推移によってはこれら可能性があると判断した場合、または判断に迷う場合に、火山活動の状況や防災上 警戒・注意すべき事項等を伝えるため発表される。現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる、または警戒が必要な範囲を拡大する可能性は低いものの、火 山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」が適時発表される。

### ステップ6 火山活動の状況に応じた対応を決めよう!~情報の収集・伝達~②

5.1 噴火警戒レベルの引上け等があっても立入規制の範囲外で3蹼髄を必要としない場合、又は火山の状況に関する解説情報(臨時)等が発表された場合

#### 関係機関の連絡先は、以下のとおりである。

#### 表7 関係機関連絡先一覧

#### 記入例

分類		<b>関係機関</b>	連絡先	担当窓口
防災対応時の 連絡先	00市		○○課 市通電話: 0000-00-0000	〇〇課 役所 郎
	7 0 04	○○地方気象台	固定電話:0000-00-0000	
その他 関係機関 <b>参考</b> <b>輸送</b> 機関	○○消防署	固定電話:0000-00-0000		
	○○警察署	固定電話:0000-00-0000		
	○○交通(株)	固定電話:0000-00-0000		
	○○バス(株)	固定電話:0000-00-0000		
	(幾[美]	○○タクシー	固定電話:0000-00-0000	

#### 作成上の留意事項

#### 【解説16】

- ■関係機関連絡先を、**表7**を参考に必要な連絡先を記載しましょう。
  - ・防災対応時の連絡先

噴火等の状況、災害対応状況、避難の状況等を連絡する市町村窓口について、市町村から提供される資料(説明会時の資料に記載された連絡先、担当窓口)を確認のうえ記載しましょう。

・参考

防災対応では、直接連絡をとる必要性は 少ないが知っておくべき機関、又は施設からの避難時に協力を要請する輸送機関の連 絡先について記載しましょう。

その他関係機関の機関名、連絡先、担当窓口は、電話帳やインターネットで調べたものではなく(混乱の原因となります)、市町村から提供される資料(説明会時の資料に記載された機関名、連絡先、担当窓口)を確認のうえ記載しましょう。

- ■記載すべき関係機関の連絡先、担当窓口が 分からない場合は、市町村役場の担当窓口 に相談しましょう。
- 停電を想定して、複数の情報伝達ルートを 確保しておきましょう。

### コラム:デマによる問い合わせに直面したら

災害時には、現在置かれた状況や今後の見通しに対する不安の高まり等から、デマによる問い合わせ等が発生しやすくなる場合があります。

例えば熊本地震(2016年)においては、前震の発生直後にツイッターで「動物園からライオンが逃げた」という趣旨のデマが拡散し、当該動植物園等には真偽を問う問い合わせや批判が殺到しました。 近年は特にSNSの発達に伴い、デマ等は拡散されやすくなっています。デマ等の拡散に伴い、当事者で

近年は特にSNSの発達に伴い、テマ等は拡散されやすくなっています。テマ等の拡散に伴い、当事者である施設への信頼が低下すると、独力による事態の収束は難しくなります。

施設として利用者等の対応に注力できるよう、正しい情報や求められる情報を発信するよう心掛けましょう。

- ①情報の信頼性を高めるために、公式のSNSや公式ホームページでの情報発信を心がけましょう。
- ②即時性、拡散性に優れるSNSには、緊急退避や避難誘導等、情報のスピードや頻繁な更新の必要な情報が有効です。
- ③公式ホームページには、施設の被害状況や今後の対応等、正確性を求められる情報が有効です。
- ④ ①~③の情報提供による事態の鎮静化が困難な場合は、公的な機関を通じた情報発信ができないか、 市町村担当窓口に相談しましょう。

いざという時に備え、関係機関との日頃からの連携体制の構築を心がけましょう。

#### 参考1 用語解説

参考2 集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き(第3版)との関係

5. 1 噴火警戒レベルの引上げ等があっても立入規制の範囲外で避難を必要としない場合、 又は火山の状況に関する解説情報(臨時)等が発表された場合 ・・・P35参照

### ステップ6 火山活動の状況に応じた対応を決めよう!~利用者等への周知~

5.1 噴火警戒レベルの引上げ等があっても立入規制の範囲外で避難を必要としない場合、又は火山の状況に関する解説情報(臨時)等が発表された場合

記入例

#### 作成上の留意事項

#### (2) 利用者等への周知

施設は、利用者等に噴火警戒レベルが引き上げられたこと、立入規制が実施されたこと、火山の 状況に関する解説情報(臨時)が発表されたことを伝える。

文案を下記に示す。

### 〈噴火警戒レベルの引上げや規制が実施された場合〉

ただ今、○○山の噴火警戒レベルが○に上がり、火口から○km圏に立人規制がかかります。○○道の○○より山側には入らないでください。なお、当施設は、規制範囲の外に位置しています。

また、今後の火山活動や気象庁・○○市から出される情報にご注意ください。 繰り返します・・・・

#### 〈火山の状況に関する解説情報 (臨時) が発表された場合〉

ただ今、気象庁から○○山に関する火山の状況に関する解説情報 (臨時) が出されました。今後の火山活動や気象庁・○○市から出される情報にご注意ください。 繰り返します・・・・

#### 【解説17】

- ■利用者等に対して、
  - ・噴火警戒レベルが引き上げられたこと
  - ・立入規制がかかったこと(施設が規制範囲外にあること)
  - ・規制範囲内に立入らないこと
  - ・今後の情報に注意すること

を簡潔に伝えるための文例を記載しましょう。

#### 参考1 用語解説

**〇火山の状況に関する解説情報(臨時)・・・**火山の状況に関する解説情報(臨時)は、噴火警戒レベルの引上げ基準に現状達していない、または警戒が必要な範囲を拡大する状況ではないものの、今後の活動の推移によってはこれらの可能性があると判断した場合、または判断に迷う場合に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等を伝えるため発表される。現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる、または警戒が必要な範囲を拡大する可能性は低いものの、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」が適時発表される。

### 参考2 集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き(第3版)との関係

5. 1 噴火警戒レベルの引上げ等があっても立入規制の範囲外で避難を必要としない場合、 又は火山の状況に関する解説情報(臨時)等が発表された場合

## ステップ 6 火山活動の状況に応じた対応を決めよう!~情報の収集・伝達~

5.2 噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合

### 5.2 噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要

となった場合

#### (1) 情報収集・伝達

噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合、当施設が行う情報収集・伝達は、以下のとおりである。 転記の(へ)

表8 当施設として行う情報収集・伝達の対応

#### 

#### 作成上の留意事項

#### 【解説18】

- ■噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入 規制等により、施設からの避難が必要な状 況を想定し、以下の対応を記載しましょう。
  - ・情報収集・伝達
  - · 避難誘導対応

#### 【解説19】

■災害対応体制として行う防災対応を、表8 をベースとして、必要に応じて加筆・修正 を行いましょう。 災害対応に際しては、市町村と連絡・連携

災害対応に際しては、市町村と連絡・連携 がスムーズに行えるよう、確認手順をよく 協議しながら記載していきましょう。

#### 参考1 用語解説

**〇災害対応体制…**事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合若しくは避難が必要となった場合に、施設としてとるべき体制。 利用者等を安全に避難させる等、防災対応を行う体制をいう。

#### 参考2 集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き(第3版)との関係

5. 2 噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合

## ステップ6 火山活動の状況に応じた対応を決めよう!~避難誘導対応~

記入例

転記Ok

5.2 噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合

### (2) 避難誘導対応

#### ①利用者等への情報伝達

施設は、<u>放送設備・資器材(屋外スピーカー、拡声器等)</u>で、利用者等に噴火警戒レベルが引き上 げられたことや<mark>高齢者等避難、避難指示</mark>の発令により、避難が必要なことを伝える。

文案を下記に示す。

### 〈建物内への広報〉

ただ今、○○山の噴火警戒レベルが○に上がり、○○市から「<u>高齢者等避難</u>」が発令されました。当施設も避難が必要な地域に含まれます。ご利用の皆様は、速やかに○○方面への避難をお願いします。避難方法については、係員の指示に従ってください。 繰り返します・・・・

#### 〈施設周辺への広報〉

ただ今、○○山の噴火警戒レベルが○に上がり、○○市から「<u>高齢者等避難</u>」が発令されました。この周辺も避難が必要な地域に含まれます。速やかに○○方面に避難してください。避難に際しては、○○市や気象庁等から出される情報に注意してください。 繰り返します・・・・

〈噴火警戒レベルの引上げや規制が実施された後に噴火が開始した場合〉
「5.3 事前に噴火警戒レベルの引き上げられないまま居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合」の文案を参照する。

◆

#### 作成上の留意事項

#### 【解説20】

- ■利用者等に対して、
  - ・噴火警戒レベルが引き上げられたこと
  - ・「高齢者等避難」や「避難指示」が発令されたこと
  - ・避難が必要なこと

を簡潔に伝えるための文例を記載しましょ う。

#### 【解説21】

■噴火警戒レベルが引き上げられた後、すぐに噴火が発生し、利用者等への情報伝達・避難誘導が間に合わない場合があります。その場合、事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合と同様に、緊急退避を呼びかける等の対応が必要となります。ここでは、事前に噴火警戒レベルの引き上げられないまま居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合の対応を参照できるよう明記しておきましょう。

#### 参考1 用語解説

### ステップ6 火山活動の状況に応じた対応を決めよう!~規制範囲外への避難~

5.2 噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合

#### 作成上の留意事項

#### ②〇〇又は〇〇方面への避難の実施

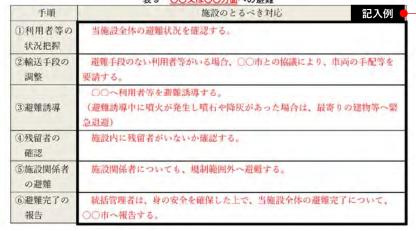
○○又は○○方面への避難は、以下の避難経路を用いる。避難手段は、自家用車等、各自の手段を 基本とする。



図4 避難先と避難経路

避難の手順は以下のとおりである。

表9 〇〇又は〇〇方面への避難



#### 【解説22】

- ■本資料の「準備編」の以下の確認結果をも とに、施設から避難先までの経路、方向を 明示した図を、図4を参考に作成します。 (参照先)
  - 3. 火口位置の確認 (P5)
- 4. 影響を受ける火山現象の確認 (P5)
- 5. 防災対応の必要なタイミングの確認 (P6)
- 6. 避難先・避難経路の確認 (P7)
- ■想定火口が広範囲に及ぶ場合や想定火口が 明確でない場合、実際の噴火時とは異なる 場合に備え、避難経路は複数計画しておき、 市町村の指示に従い避難できるようにして おきましょう。

#### 【解説23】

転記OK

- ■災害対応体制として行う規制範囲外等への 避難を、**表9**をベースとして、必要に応じて加筆・修正を行いましよう。
- ■避難誘導は、施設所有者等が行う場合もあ れば、市町村と協力して行う場合、施設所 有者等が施設外まで誘導し避難先までを市 町村が行う場合等、様々なパターンがあり ます。市町村の避難計画等を確認し、検討 しましょう。
- ■負傷等をして動けない人がいる場合には、 速やかに市町村や消防・警察等に対して救 助を要請しましょう。

#### 参考1 用語解説

○避難経路…施設から避難対象地域外や火山現象の影響範囲外の避難先までの経路を指す。利用者等の安全で円滑な避難誘導を行うため、避難経路について 市町村と協議し、あらかじめ定めておく。また定めた避難経路については、経路図を作成しておく。

### ステップ6 火山活動の状況に応じた対応を決めよう!~情報の収集・伝達~

5.3 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合

#### 5.3 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま居住地域に影響を及ぼ

#### す噴火に至った場合●

#### (1) 情報収集・伝達

事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合、当施設が行う情報収集・伝達は、以下のとおりである。

表10 当施設として行う情報収集・伝達の対応

対応事項	内容 記入例
①防災体制の 確立	災害対応体制をとり、○○市に噴火の発生を連絡する。
② <mark>○○市</mark> との 協議	○○市と以下の情報を共有し、避難等の実施について協議を随時実施する。 ・施設が把握している火山活動の状況 ・施設の利用者等の避難状況、被災状況 ・施設及び周辺の被害状況 ・気象台・専門家等から得られる今後の火山活動の推移等 ・避難実施のタイミング
③施設内の 状況把握	施設の利用者等の避難状況、被災状況を把握する。 - 退避状況集計様式 (様式 1) - 退避状況整理様式 (様式 2) 施設及び周辺の被害状況を把握する。



#### 既存計画活用例

#### <避難確保計画の場合>

右図のような避難確保計画上の情報収集 及び伝達を、既に施設で運用している場合 は、本避難計画と文言上の整合を図るため、 下記のとおり読み替える旨を記載しておき ます。

#### ■情報収集

- 〇収集する主な情報及び収集方法
- →**巻末**「参考とするべき情報」を参照 ○降雨や浸水、危険な前兆に関する記述
- →噴火の発生

火山活動の状況

利用者等の避難状況、被災状況

施設及び周辺の被害状況

今後の火山活動の推移 規制範囲外への避難実施のタイミング

#### ■情報伝達

○気象情報、洪水予報等に関する記述→施設の利用者等の避難状況、被災状況 施設及び周辺の被害状況

#### 5. 情報収集及び伝達

#### (1) 情報収集

#### 《記載例》

■ 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ、ラジオ、インターネット(情報提供機関の
	ウェブサイト)
洪水予報、水位到達情報	〇〇市からのファックス、インターネット(情報提
	供機関のウェブサイト)、緊急速報メール
排水施設の稼働状況	〇〇市からのファックス(〇〇市と事前に調整)
避難準備・高齢者等避難	防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネット(市
開始、避難勧告、避難指	役所のウェブサイト)、緊急速報メール
示 (緊急)	

- 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、 これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。
- 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に 危険な前兆が無いか等、施設内から確認を行う。

#### (2) 情報伝達

#### 《記載例》

- 別紙〇「体制ごとの施設内緊急連絡網(平日用・休日用)」に基づき、気象情報、 洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。
- 児童を避難させる可能性がある場合には、別紙△「保護者緊急連絡網」に基づき、保護者に対し、「●●●●(遊難場所)へ避難する」旨を連絡する。
- 児童を避難させる場合には、○○市○○課(連絡先)に「これより●●●●(避難場所)に避難する」旨を連絡する。
- 見童を避難させる場合には、別紙△「保護者緊急連絡網」に基づき、保護者に対し、「●●●●(避難場所)へ避難する。児童引き渡しは●●●●(避難場所)において行う。児童引き渡し開始については、追って別途連絡する。」旨を連絡する。
- 避難の完了後、○○市○○課(連絡先)に避難が完了した旨を連絡する。
- 避難の完了後、別紙△「保護者緊急連絡網」に基づき、保護者に対し、「避難が 完了。これより●●●● (避難場所)において児童引き渡しを行う」旨を連絡 する。

#### 作成上の留意事項

#### 【解説24】

- ■「事前に噴火レベルが引き上げられないまま居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合」とは、火山活動に関する特段の予兆や防災関係機関からの事前情報がない状況で、突如、居住地域まで火山現象が影響を及ぼすような噴火が発生した状況をいいます。 予兆現象なく噴火した場合を想定し、施設としての災害対応体制を検討し、以下の内容を記載しましょう。
  - ・情報収集・伝達
  - ・避難誘導対応
  - ・退避者状況の把握・整理
  - ・応急手当の対応
  - 〇〇又は〇〇方面への避難

#### 【解説25】

■災害対応体制として行う防災対応を、表 10を参考に記載しましょう。

#### 【既存計画がある場合】

例えば、水防法上の避難確保計画では 「情報収集及び伝達」、福祉施設・病院 等の非常災害対策計画では「災害に関す る情報の入手方法」に関する項目の記載 が求められています。

火山の避難確保計画で定める標準的な情報収集及び伝達は、災害対応体制の確立、市町村との協議、施設内での情報の共有のために行うものです。既存の計画で類似の情報収集及び伝達がある場合には、災害により対応する方法が変わらないようにするため、その内容を準用することが望ましい。

#### 参考1 用語解説

#### ステップ 6 火山活動の状況に応じた対応を決めよう!~避難誘導対応~①

5.3 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合

#### (2) 避難誘導対応●

#### ①利用者等への情報伝達 (緊急退避のよびかけ)

施設の担当者は身の安全を図りつつ、放送設備・資器材(屋外スピーカー、拡声器等)で、屋外に いる利用者等に噴火の発生を伝え、〇〇の丘公園への緊急退避を呼びかけるとともに、建物内にいる利 用者等に対しても、<br/>
○○山が噴火したことを伝え、<br/>
○○の丘公園へ緊急退避するよう呼びかける。 文案を下記に示す。 記入例

#### (屋外空間への広報)

ただ今、○○山が噴火しました。ただちに、○○の丘公園へ避難してください。 繰り返します・・・・・

#### 〈建物内〉

ただ今、○○川が噴火しました。

○○の丘公園へ誘導しますので、係員の指示に従ってください。

繰り返します・・・・

#### 作成上の留意事項

#### 【解説26】

- ■居住地域における避難誘導に関する基本的 な対応として、噴火を認知した場合、従業 員等の安全を守りつつ、利用者等を避難先 (火山現象の影響範囲外) まで避難させる 必要があります。一方で、緊急退避が必要 な施設等では、火山現象から利用者等を守 るため、緊急退避の誘導等を行い、緊急退 避後、避難先(火山現象の影響範囲外)ま で避難誘導を行う必要があります。 なお、緊急退避が必要ない場合は、②の記 載は必要ありません。
- ■緊急退避が必要か否かについては、想定さ れる火山現象等によって異なります。「施 設に火山現象が到達するまでの時間が短 い」、「施設から避難先(火山現象の影響 範囲外)まで避難するのに時間がかかる」 等の場合は、緊急退避が必要となります。 施設への影響が想定されている現象を事前 に確認しておきましょう。

#### 【解説27】

■利用者等がいる際に、一時的に従業員等が 不在になる時間帯が生じる場合がある施設 は、代替の措置も併せて記載しましょう。 例:防災行政無線の戸別受信機の設置

ラジオ等による自動情報伝達 看板・掲示物による非常時の対応方法

#### 【解説28】

- ■利用者等に対して、

  - ・噴火したこと ・(火山現象に対して)緊急退避 又は避難が必要なる を簡潔に伝える文例を記載しましょう。
- ■建物が、融雪型火山泥流のみ影響を受ける を物が、配当望火山北流のの影響を支ける 想定区域内に立地している場合で、建物に 留まることが安全でない場合は、他の火山 現象による影響を受けにくい高台又は高所 への退避を呼びかける等、施設が受ける火 山現象の影響に応じた広報文を考えておく 必要があります。
- ■多数の外国人観光客が見込まれる施設の場 合、多言語による情報提供の方法を考え、 整備しておくことが望ましい。
- · Safety Information Card (観光庁)

観光庁 災害 外国人 検索

自然災害発生時の訪日外国人旅行者への初 動対応マニュアル策定ガイドライン (観光庁)

#### 参考1 用語解説

**〇緊急退避**…火口周辺規制範囲や入山規制範囲、避難対象地域内において、噴火発生から火山現象の影響を受けるまでの時間がないため、やむを得ず相対的に 安全な場所で身を守るための行動を「緊急退避」としている。

具体的には、噴石等から身を守るために緊急的に「建物内に入る」、「建物内のより安全な場所へ移動する」、「より安全な別の建物へ移動する」、融雪型 火山泥流から身を守るために「高台へ移動する」、「十分な高さがある堅牢な建物の上階等へ移動する」等の行動が相当する。

**○屋根の補強…**「活火山における退避壕等の充実に向けた手引き」等を参考に、噴石等の飛散物による被害を防止、又は軽減するために建物の屋根を高機能 繊維織物等で保護等することをいう。

### ステップ6 火山活動の状況に応じた対応を決めよう! ~避難誘導対応~②

5.3 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合

#### ②緊急退避誘導 •

融雪型火山泥流が予想される際の緊急退避は、利用者等を近くの高台である<u>○○の丘公園</u>に誘導する。 誘導後、マスク、ヘルメットを配布する。

○○の丘公園へ至る経路図は以下のとおりである。

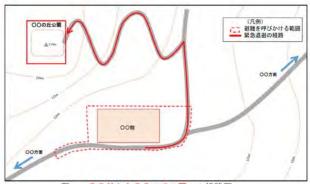


図5 〇〇館から〇〇の丘公園への経路図

#### ③退避者状況の把握・整理 ●

統括管理者は、退避が完了した後、利用者等の状況を退避状況集計様式(様式1)により可能な限り整理する。その後、さらに詳細な報告を要する場合には、退避状況整理様式(様式 2)により整理する。

#### ④応急手当の対応 ●

負傷者に対しては、可能な限り応急手当を行う。また、負傷者の状況等を統括管理者に報告する。

#### 作成上の留意事項

#### 【解説29】

- ■施設の緊急退避先となる建物内のフロアを 図示し、実際に緊急退避させるスペースを 図5を参考に記載しましょう。 特に避難誘導班に緊急退避先として周知し ておきましょう。
- ■緊急退避先

#### 〇建物内

大きな噴石の他、火山ガス(施設が谷地 形にない場合に限る)の影響に限定される 場合は、屋内の安全な場所・経路図を作成 しましょう。

建物内では、屋根が補強されている場所の他、スペースが火口側に面していない場所、不特定多数の利用者等の出入りに適している場所、出入口で滞留しないよう、十分な開口部が確保されている場所、機械設備や電気設備等のある立入禁止区域でない場所に設定しましょう。

〇高台・十分な高さがある堅牢な建物 溶岩流、融雪型火山泥流は、火山現象の 影響が及ばない高台・十分な高さがある堅 牢な建物を緊急退避先としましょう。**図5** に替えて高台等の場所・高台等までの屋外 経路図を作成しましょう。

#### 【解説30】

■実際の対応では、身の安全を確保した上で、 退避者等の状況を市町村に報告しましょう。

#### 【解説31】

■実際の対応では、負傷の状況等に応じて、 負傷者及びそのグループをその他の退避者 と隔離する等、可能な範囲で負傷者等のプ ライバシー、又は退避者の心理的ストレス に配慮しましょう。

#### 参考1 用語解説

### ステップ6 火山活動の状況に応じた対応を決めよう!~規制範囲外への避難~

転記O

5.3 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合

#### ⑤〇〇又は〇〇方面への避難

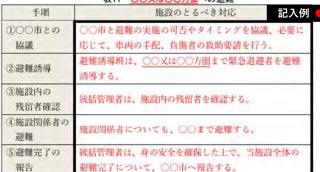
利用者等の、避難の可否やタイミングについて、<u>○○</u> と連絡を取り、協議の上、<u>○○又は○○</u> 方面への避難を実施する。避難経路は、図5に示した経路を用いる。

避難手段は、自家用車等、各自の手段を基本とする。

ただし、〇〇市から指示があった場合はこの限りではない。

避難の手順は以下のとおりである。

#### 表11 〇〇又は〇〇方面への避難



なお、避難誘導等の対応途中に「噴火警戒レベル2又は3への引上げ」や「火山現象が施設まで影響しない」等の情報が入った場合は、「5.1」の対応を参照することとする。●

#### 作成上の留意事項

#### 【解説32】

- ■災害対応体制として行う規制範囲外等への 避難を、**表11**をベースとして、必要に応 じて加筆・修正を行いましよう。
- ■避難誘導は、施設所有者等が行う場合、市町村と協力して行う場合、施設外までは施設所有者等が誘導しその後の避難先までの誘導を市町村が行う場合等、様々なパターンがあります。市町村の避難計画等を確認し、検討しましょう。
- ■負傷等をして動けない人がいる場合には、 速やかに市町村や消防・警察等に対して救 助を要請しましょう。

#### 【解説33】

■気象庁や市町村からの情報により、避難が不要なことが明らかになった場合には、「5.1 噴火警戒レベルの引上げ等があっても立入規制の範囲外で、避難を必要としない場合、又は火山の状況に関する解説情報(臨時)等が発表された場合」に準じた対応をとりましょう。

#### 参考1 用語解説

**〇避難経路** …施設から避難対象地域外や火山現象の影響範囲外の避難先までの経路を指す。利用者等の安全で円滑な避難誘導を行うため、避難経路について市町村と協議し、あらかじめ定めておく。また定めた避難経路については、経路図を作成しておく。

### ステップ7 いざという時のために必要な備えをしよう!①

#### 作成上の留意事項 6. 資器材の配備等(必要な物資等) (1) 当施設の保有設備、資器材、備蓄物資等の状況 ① 保有設備、資器材、備蓄物資 【解説34】 当施設で保有する、情報収集・伝達又は遺難誘導の際に使用する設備・資器材、備蓄物資は、下表 のとおりである。 ■点検・確認時期を確認し、その時期を記載 統括管理者は、日頃からこれらの資器材等の使用方法並びに保管場所を施設の従業員に周知し、ま しましょう。 た. その維持管理に努めるものとする。 統括管理者は、毎年〇〇月に設備・資器材、備蓄物資の状況を点検・確認し、必要な更新等を行う。 【解説35】 表12 保有設備、資器材、備蓄物資一覧 (令和〇年〇〇月現在) ■保有設備・資器材、備蓄物資の品目や数量 等を調査した時期を記載しましょう。 活動区分 設備、資器材、備蓄物資 設置、又は保管場所 数量 情報収集・伝達 テレビ ラジオ ファクス インターネット端末 【解説36】 避難誘導 屋外スピーカー ■施設内での保有設備、資器材、備蓄物資を 携带用拡声器 調査の上、設置又は保管場所及び数量等を メガホン 表12に記載しましょう。 室内旗 水・食料 寝具・防寒具 医薬品 その他 自家発電装置 自家発電用燃料 (予備) 子備電池 懐中電灯 電池式照明器具 ポータブル火山ガス検知器 従業員用ベスト・腕章 立て看板 立入禁止テープ 記入例

#### 参考1 用語解説

**〇統括管理者 …**噴火時等の防災体制において、当該施設の全体を統括する者。施設管理者等が担うことが考えられる。 統括管理者となる者が不在の場合や任務につけない場合も考えられるため、第1、第2の代理の者を定めておくことが重要である。 また、管理者のみで運営している施設の場合は、情報班や避難誘導班の役割も担うことになる。

#### 参考2 集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き(第3版)との関係

6. 資器材の配備等 ・・・P66参照

26

### ステップ7 いざという時のために必要な備えをしよう!②

#### ② 建物内のより安全な場所

当施設の建物内のより安全な場所は下図のとおりである。今後、必要に応じて、「活火山における 退避壕等の充実に向けた手引き」を参考に、施設の強化に努める。

# トイレ 事務所 出入口 倉庫 食堂 ※ 建物内のより安全な場所 (屋根の補強済)

図6 〇〇館内のより安全な場所

#### 作成上の留意事項

#### 【解説37】

- ■下記に該当する建物がある場合には施設の 全体又は建物の一部を、噴石等からの緊急 退避スペースとしましょう。 ○建物
  - ・鉄筋コンクリート造等の堅牢な建築物
  - ・屋根の補強された退避壕、あずまや等

#### ○退避スペースの選定

図6を参考に、施設の平面図を作図し、 諸室やスペースのうち、下記に数多く該当 するものを優先的に退避スペースとします。

- ・スペースが火口側に面していないこと (噴石によるガラスの飛散や壁面貫通の可 能性が低いこと)
- ・普段から、不特定多数の利用者等の出入 りに適していること(レストラン等)。
- ・出入口で滞留しないよう、十分な開口部が確保されていること。
- ・機械設備や電気設備などのある、立入禁止区域でないこと。
- ■既存施設を補強することにより、噴石等に対する衝撃耐力をより高めることが可能になります。また、新規で退避壕等を設置する場合にも、兼用施設とすることで費用対効果を高めることができます。
  - ・活火山における退避壕等の充実に向けた 手引き(内閣府(防災担当))

退避壕 火山 手引き

検索、

#### 参考1 用語解説

**○屋根の補強 …** 「活火山における退避壕等の充実に向けた手引き」等を参考に、噴石等の飛散物による被害を防止、又は軽減するために建物の屋根を高機能 繊維織物等で保護等することをいう。

参考 2 集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き(第3版)との関係

6. 資器材の配備等 ・・・P66参照

#### ステップ8 火山防災に関する教育や訓練を計画しよう!

#### 7. 防災教育及び訓練の実施、利用者等への周知・啓発

#### (1) 当施設における研修・訓練の実施

当施設においては、下表の研修・訓練を実施する。

表13	防災教育及	7 人割(金庫(土)面)	

記入例

研修・訓練の内容	頻度	対象者
勉強会	毎年〇月	防災対応要員
情報収集・伝達訓練	毎年〇月	防災対応要員・利用者等(必要に 応じて)
避難誘導訓練	毎年〇月	防災対応要員・利用者等(必要に 応じて)
避難訓練 (火山防災協議会主催)	適宜	防災対応要員
研修会(関係機関主催)、防災講演会	適宜	防災対応要員、従業員

#### (2) 避難確保計画の見直し

- ① 毎年実施される訓練を通じて、計画の検証及び見直しを行う。
- ② 施設や人事異動等で変更が生じた場合は、必要に応じて、その都度、計画修正を行う。
- ③ 訓練を実施した場合、及び計画を変更した場合は、 ○○市に報告する。

#### (3) 当施設における利用者等への情報提供・啓発

情報掲示やパンフレット等の配布を通じて利用者等への情報提供・啓発を行う。

表14 情報掲示内容等一覧

記入例

活用する資料	情報内容	周知方法
平面図 (建物内のより安全な場所・経路図)	建物内のより安全な場所・退避経路	揭示
避難先と避難経路図	施設周辺の避難経路・避難先	揭示
噴火警戒レベルのリーフレット (気象庁作成)	規制の範囲や噴火警戒レベルととるべ き防災対応	掲示と配布
火山への登山のそなえ (内閣府作成)	噴火時等の心得、行動のしかた	掲示と配布
火山活動解説資料	現在の噴火警戒レベル・火山活動状況	揭示
○○火山防災マップ	火山現象の影響範囲や避難先・避難経 路	掲示と配布
火山に関するパンフレット・資料等	その他、火山防災に関する事項	掲示と配布

### ■ 既存計画活用例

#### <避難確保計画の場合>

右図《記載例1》のような水害の避難 確保計画上の研修・訓練を、既に施設で 運用している場合は、そのまま準用でき ます。

#### <消防計画の場合>

右図《記載例2》のような消防計画上 の研修・訓練を、既に施設で運用してい る場合は、本避難計画と文言上の整合を 図り、準用してください。

訓練の内容はそれぞれの災害(火山 災害、水害、火災等) に見合った訓練 を行う必要があります。

### 8. 防災教育及び訓練の実施

- 毎年4月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- 毎年5月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実

#### 《記載例2》

- (1) 教育 防火管理者が実施者、実施時期を判断し、実施する。
- 自衛消防隊の編成が常に最新となるように整備を図るとともに、自衛消防 隊の育成を行う。

#### (2)訓練

- 訓練の実施時期は、〇月と〇月とする。 訓練時における自衛消防隊員の事故防止を図る。
- 訓練終了後、○○市に実施結果を報告する。

### 作成上の留意事項

#### 【解説38】

■防災教育及び訓練計画に係る以下の事項を 検討し、表13を参考に記載しましょう。 〇研修・訓練の内容 実働型訓練や座学があります。高度な訓

練を企画する必要はなく、例えば関係者と 緊急退避スペースの確認、避難確保計画の 読み合わせ会等は負担なく開催可能です 単独施設での開催が難しい場合は、市町村 役場の担当窓口に相談しましょう。

○頻度

施設の規模、防災体制の規模等から決定 します。ハイシーズン等の繁忙期は極力 避けましょう。火山単独の訓練が困難な場 地震や火災を想定した、既存の防災訓 り場を活用する、また火山にも適用可能 練の場を活用する、 な取組がないか確認しましょう。

グリーンシーズンとスノーシーズン等、 利用者の形態、施設の使用形態に応じて実 施頻度を決定しましょう。

〇対象者

従業員を基本とし、必要に応じて施設利 用者等へ参加を呼びかけましょう。

■火山現象への理解を深め、 作成した避難確 保計画に沿った訓練による検証や計画内容 の更新を行いたい場合、国の制度(火山防 災エキスパート制度等)を必要に応じて活 用しましょう(市町村の担当窓口に相談し ましょう)。

#### 【解説39】

■利用者等への情報提供・啓発に係る以下の 事項に関し**表14**を参考に記載しましょう。 〇情報内容

情報提供・啓発を行うべき事項について 記載しましょう。

〇周知方法

・掲示物による情報提供・啓発

人目につくところに平常時から常掲して おくことが有効な場合、掲示物が有効です。

・配布物による情報提供・啓発

突発的に噴火した時等に移動を伴う避難 や自発的な情報収集活動を求める場合、配 布物が有効です。

#### 【既存計画がある場合】

例えば、消防法上の消防計画では「防火管 理上必要な教育」、「消火、通報、避難の訓練の定期的な実施」、水防法上の避難確保計画では「防災教育及び訓練の実施」に関する 項目の記載が求められています。

#### 参考1 用語解説

**〇火山防災協議会…**警戒地域を区域に含む都道府県及び市町村が設置する、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行うた めの協議会をいう。